

案件1 未着手都市計画道路の見直しについて

(1) 関連議案

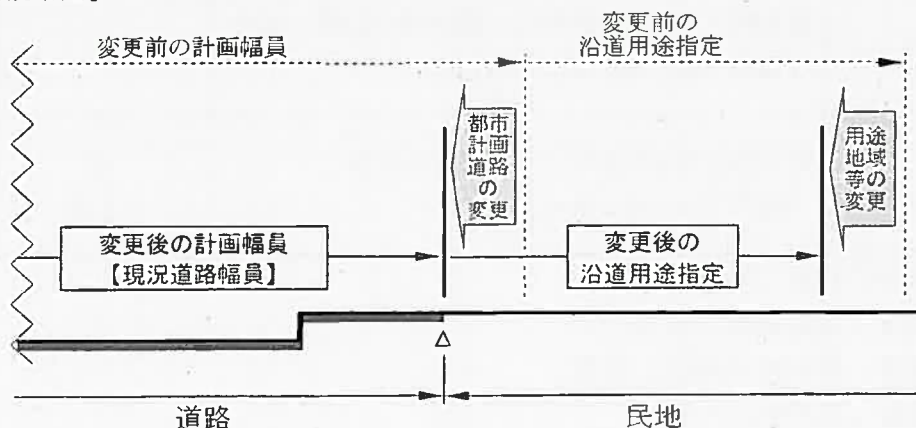
- 第1号議案 名古屋都市計画用途地域の変更
- 第2号議案 名古屋都市計画特別用途地区の変更
- 第3号議案 名古屋都市計画高度地区の変更
- 第7号議案 名古屋特別緑地保全地区の変更
- 第8号議案 名古屋都市計画道路の変更
- 第10号議案 名古屋都市計画緑地の変更

(2) 都市計画変更の理由

社会経済情勢の変化等を踏まえ、市内で事業未着手となっている都市計画道路を対象に見直しを行い、平成29年3月に「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」を策定した。第2次整備プログラムにて「今後整備しない路線」とした都市計画道路のうち、平成30年度に地元説明等を実施した枇杷島野田町線ほか14路線について、一部区域の削除等を行う。また、この変更に関連する名古屋環状線ほか7路線について、構造事項の変更等を行う。

なお、未着手都市計画道路の変更に伴い、これらの都市計画道路を基準とした沿道の用途地域や特別緑地保全地区等の境界をあわせて変更する。

【変更概略図】



(3) 都市計画変更の概要

① 未着手都市計画道路における変更

ア 現況幅員等への変更等を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)※	具体的な 変更内容
3・5・8 号 枇杷島野田町線	延長約 500m の区間で一部区域の削除 (幅員 15m→12.88m)	○ (1, 3)	参考図①
3・4・10 号 中郷十一屋線	延長約 100m の区間で一部区域の削除 (幅員 20m→15.0m)	—	参考図②
3・5・32 号 上名古屋線	延長約 340m の区間で一部区域の削除 (幅員 15m→10.90m)	○ (1, 2, 3)	参考図③
3・4・37 号 潮風線	延長約 1,350m の区間で一部区間を現況線形に 変更することに伴い、名称、区域、車線数及び 幅員の変更 ・港区一州町～潮風町(延長約 1,250m) 車線数 4 車線→2 車線 ・港区潮風町地内(延長約 100m)	—	参考図②
3・5・45 号 光音寺内田橋線	延長約 1,790m の区間で一部区域の削除 ・北区中切町 6 丁目～金城町 3 丁目 (延長約 1,230m、幅員 15m→10.90m) ・北区金城町 2 丁目地内 (延長約 560m、幅員 15m→11.45m)	○ (1, 2, 3)	参考図④
3・5・52 号 杉村老松線	延長約 1,430m の区間で一部区域の追加・削除 (幅員 16m→10.90m、11.80m)	—	参考図④
3・3・170 号 星崎鳴海線	延長約 530m の区間で一部区域の削除 (幅員 20m→18.90m)	○ (1, 3)	参考図⑤

※用途地域等の変更に関連する議案

第 1 号議案 用途地域の変更

第 2 号議案 特別用途地区の変更

第 3 号議案 高度地区の変更

イ 計画の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線等の変更*	具体的な 変更内容
3・5・26 号 堀越枇杷島線	延長約 700mの区間の廃止 に伴う終点の変更及び代表 幅員の変更	3・1・20 号 伏見町線	参考図③
3・4・51 号 味鋺線	延長約 530mの区間の廃止 に伴う終点の変更	用途地域・高度地区の変更	参考図⑥
3・4・61 号 鳥羽見線	延長約 780mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・108 号 守山本通線	参考図⑦
3・4・97 号 中小田井味鋺線	延長約 2,750mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・212 号 味鋺西線 都市計画緑地の変更	参考図⑥
3・5・106 号 北押切堀端線	延長約 910mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・3 号 名古屋環状線	参考図③
3・5・131 号 駅西線	全延長約 570mの区間の廃止	3・3・14 号 椿町線	参考図⑧
3・4・147 号 鳥森町線	延長約 1,120mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・3 号 名古屋環状線	参考図⑧
3・5・167 号 枯木上旭出線	全延長約 1,370mの区間の廃止	3・3・81 号 高針大高線 3・4・87 号 古鳴海停車場線 3・4・88 号 鳴子団地大高線 特別緑地保全地区の変更	参考図⑤

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項（交差箇所数）の変更等を行う。

② 未着手都市計画道路の変更に関連する変更（構造事項の変更等）

変更の概要	路線名*			
構造事項 （交差箇所数） の変更	7 路線	3・2・3 号	名古屋環状線	3・4・87 号 古鳴海停車場線
		3・3・14 号	椿町線	3・4・88 号 鳴子団地大高線
		3・1・20 号	伏見町線	3・4・108 号 守山本通線
		3・3・81 号	高針大高線	
路線の追加	1 路線	3・4・212 号	味鋺西線	
		中小田井味鋺線の変更（一部区間の廃止による路線分割）に伴う路線の追加（延長約 1,440m、幅員 16m）		

※これらの変更に伴う用途地域等の変更は生じない。

参考図①

(その1)

3・5・8

枇杷島野田町線 (名古屋市決定)

【区域の変更】

延長約500mの区間において、計画幅員を変更すること
に伴う、一部区域の削除 (幅員15m→12.88m)

参考図① (その2)

凡 例



都市計画道路



現況幅員に変更する区域

万場大橋線

高速1号線

枇杷島

野田町線

烏森町線

250

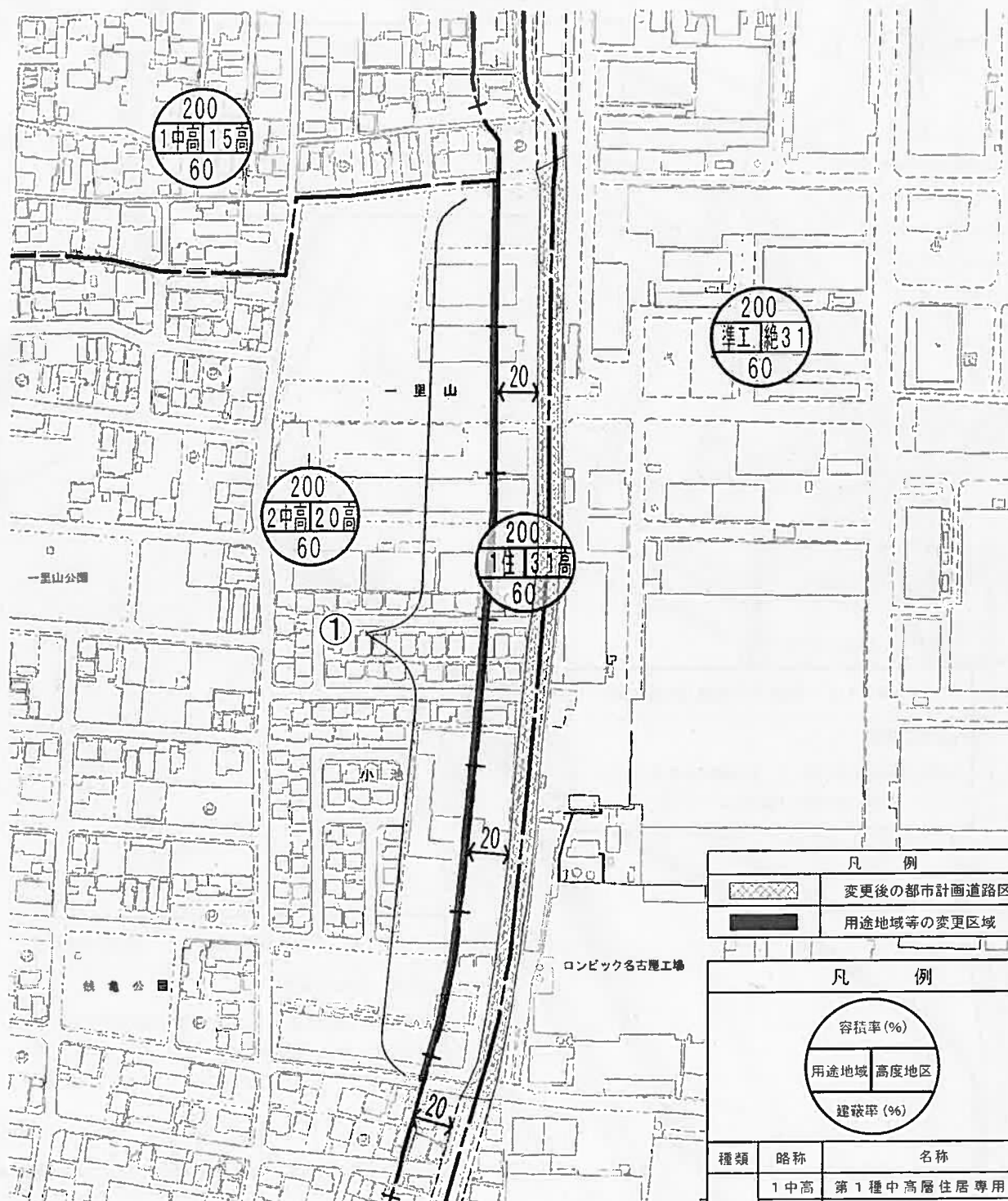
500m

参考図① (その2)



※区分線の種類

- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
- +—— : 沿道指定その他



凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

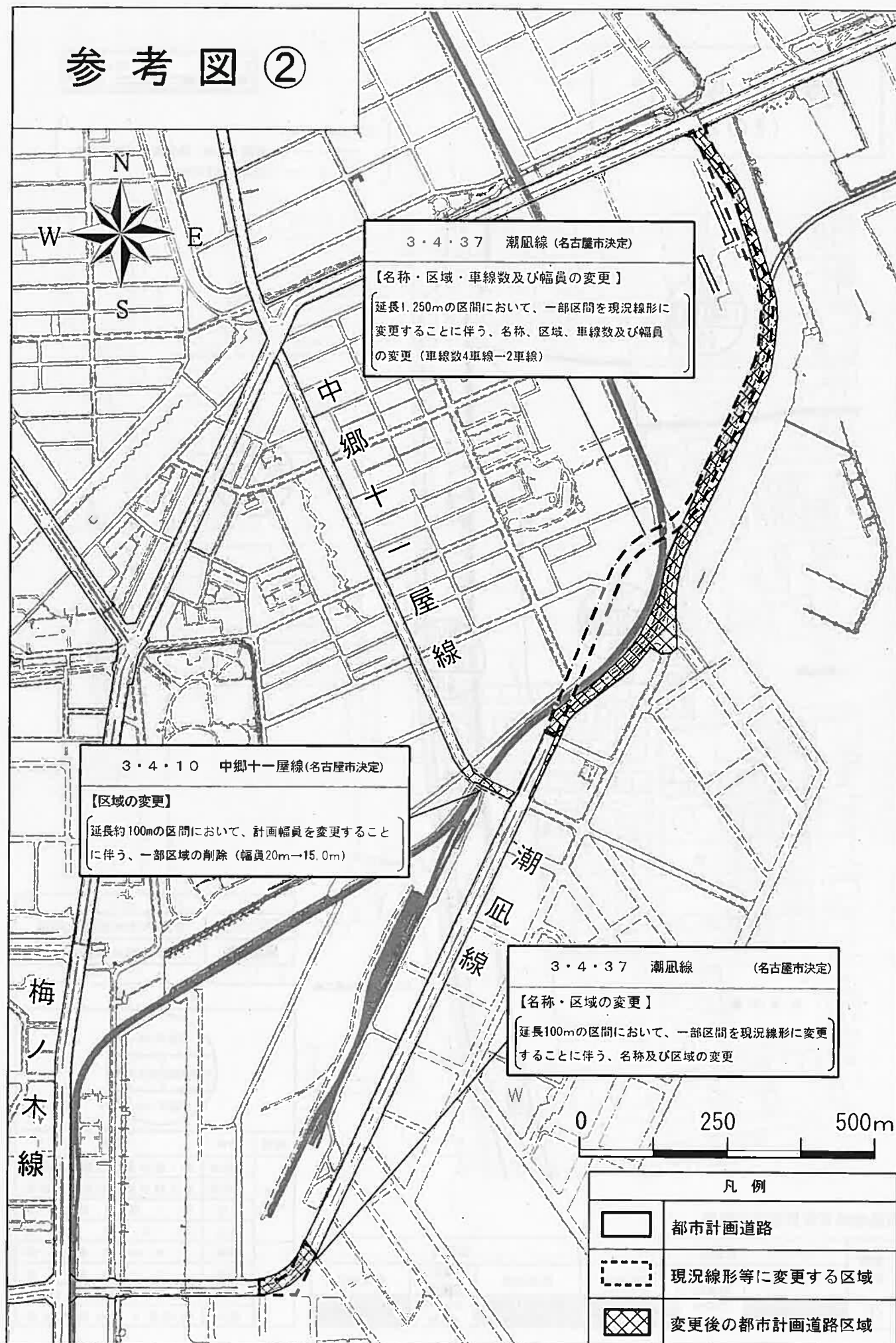
凡 例	

種類	略称	名称
用途 地域	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	準工	準工業地域
高度 地区	15高	15m高度地区
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高さ31m高度地区

用途地域等変更前後対照表

変更 箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率/ 建築率	高度地区	用途地域	容積率/ 建築率	高度地区
①	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第2種中高層 住居専用地域	200% 60%	20m高度地区

参考図②



参考図③ (その1)

3・5・26 堀越枇杷島線 (名古屋市決定)

【終点・幅員の変更】

延長約700mの区間において、計画を廃止することに伴う
終点及び代表幅員の変更 (15m→14.54m)

3・5・32 上名古屋線 (名古屋市決定)

【区域の変更】

延長約340mの区間において、計画幅員を変更することに
伴う、一部区域の削除 (幅員15m→10.90m)

3・5・106 北押切堀端線 (名古屋市決定)

【起点の変更】

延長約910mの区間において、計画を廃止することに伴う
起点の変更

凡 例

	都市計画道路
	都市計画道路を削除する区域
	現況幅員に変更する区域

新 名 西 橋 線

高 速 3 号 線

堀
越
線

上
名
古
屋
線

名 古 屋 環 状 線

江
川
線

天 神 山 線

北 押 切 堀 端 線

東
志
賀
町
線

伏 見 町 線

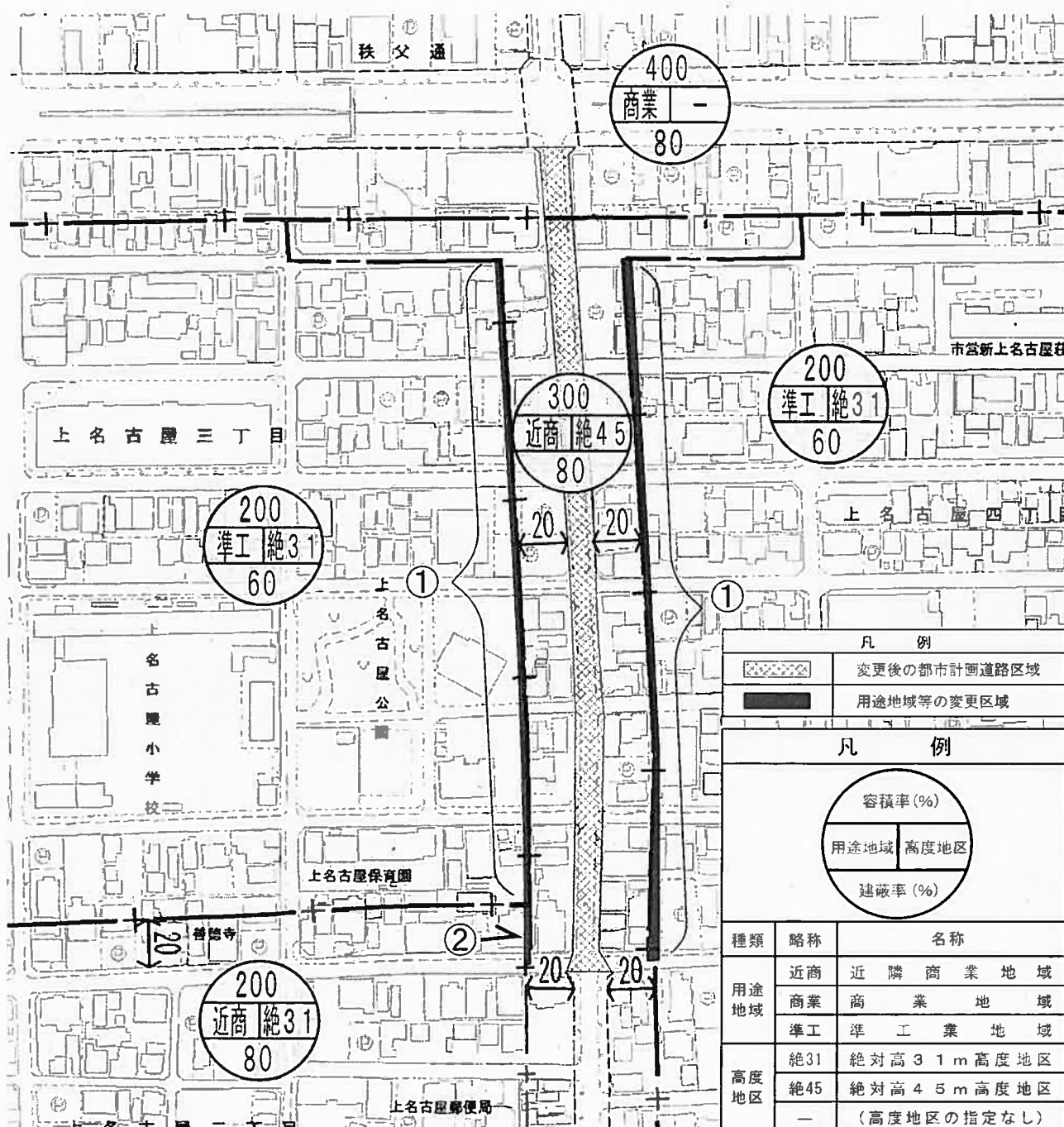
0 250 500 750 1000m

参考図 ③ (その2)



※区分線の種類

——— : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
—+— : 沿道指定その他



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前				変更後			
	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	特別用途地区
①	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	準工業地域	200% 60%	絶対高 31m高度地区	大規模集客施設制限地区 特別工業地区
②	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	近隣商業地域	200% 80%	絶対高 31m高度地区	—

参考図④ (その1)

3・5・45 光音寺内田橋線(名古屋市決定)

【区域の変更】

延長約1,230mの区間において、計画幅員を変更することに伴う、一部区域の削除(幅員15m→10.90m)

光音寺内田橋線

高速2号線

参考図④(その2)

庄内辻町線

堀越天神橋線

参考図④(その2)

3・5・45 光音寺内田橋線(名古屋市決定)

【区域の変更】

延長約560mの区間において、計画幅員を変更することに伴う、一部区域の削除(幅員15m→11.45m)

3・5・52 杉村老松線(名古屋市決定)

【区域の変更】

延長約1,430mの区間において、計画幅員を変更することに伴う、一部区域の追加、削除(幅員16m→10.90m、11.80m)

杉村老松線

東郊線

志賀町線

名古屋環状線

凡例

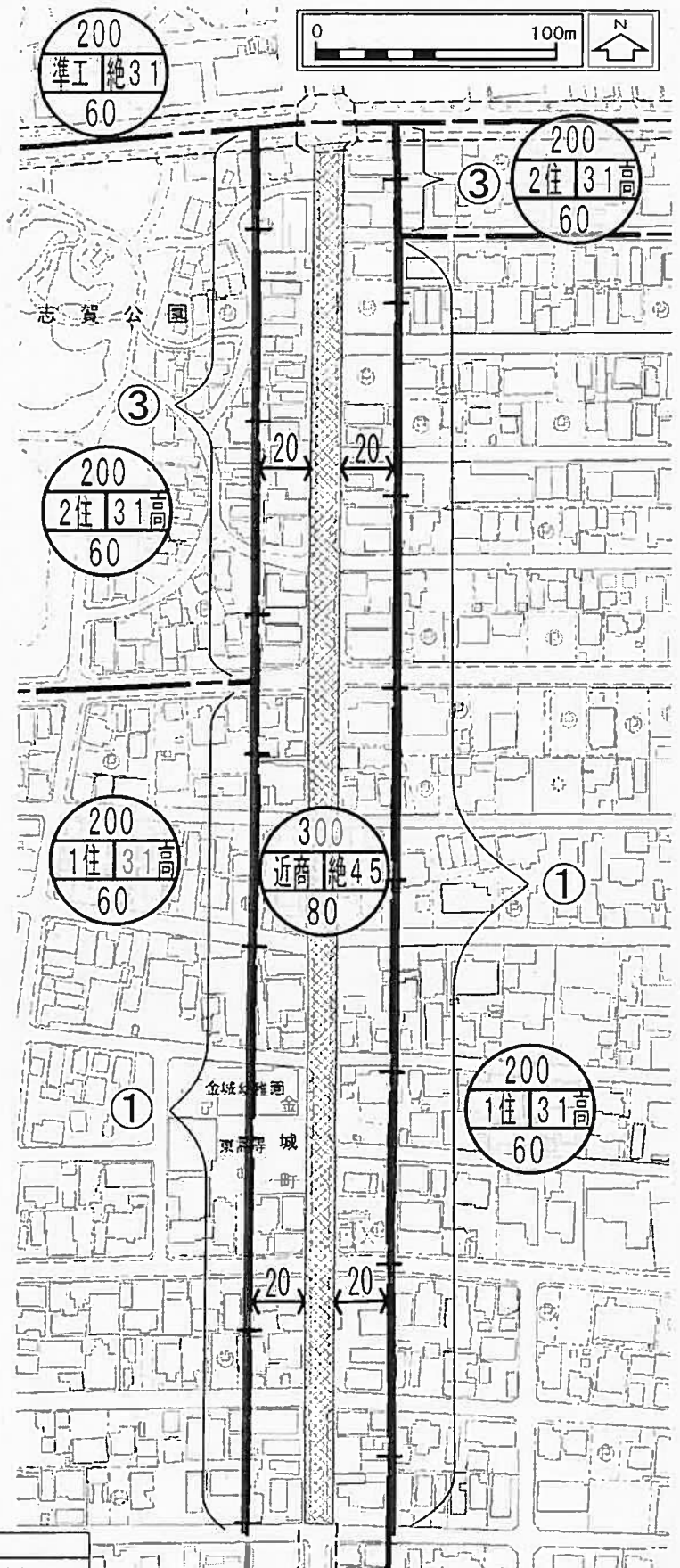
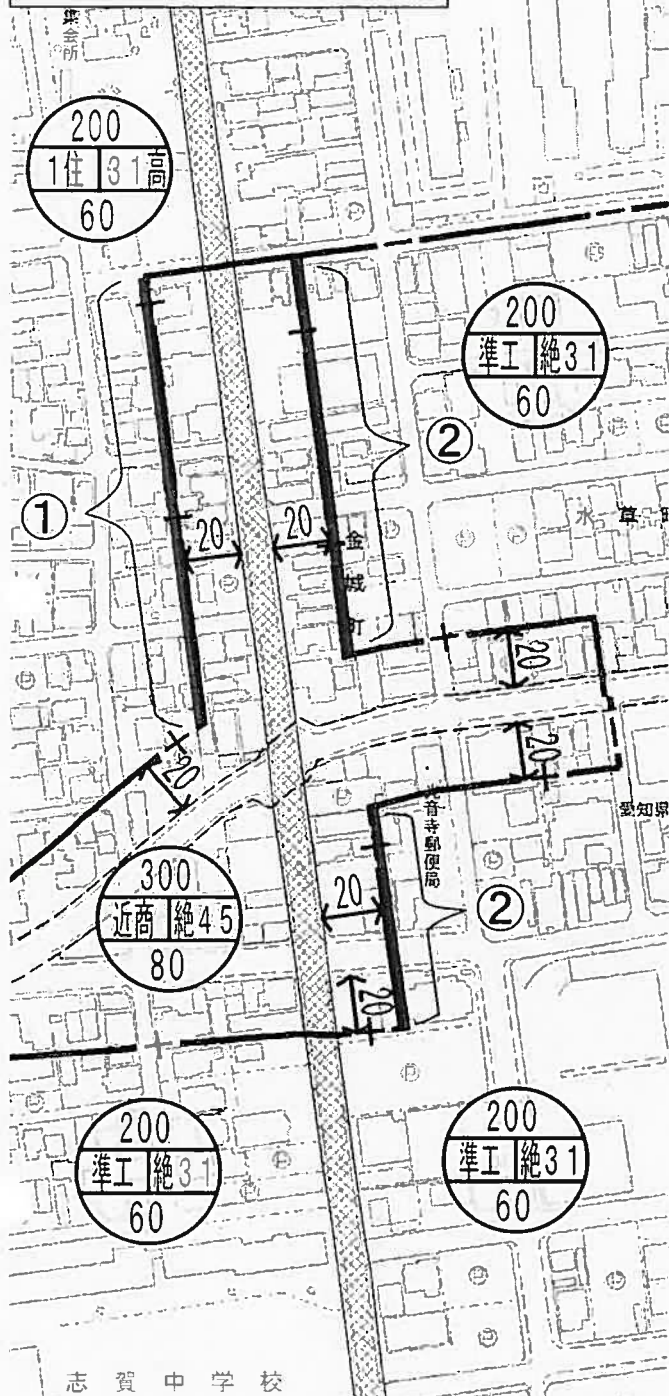
	都市計画道路
	現況幅員に変更する区域



0 250 500 750 1000m

参考図 ④

(その2)



凡 例		
容積率(%) 用途地域 高度地区 建蔽率(%)		
種類	略称	名称
用途地域	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	近商	近隣商業地域
	準工	準工業地域
高度地区	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区

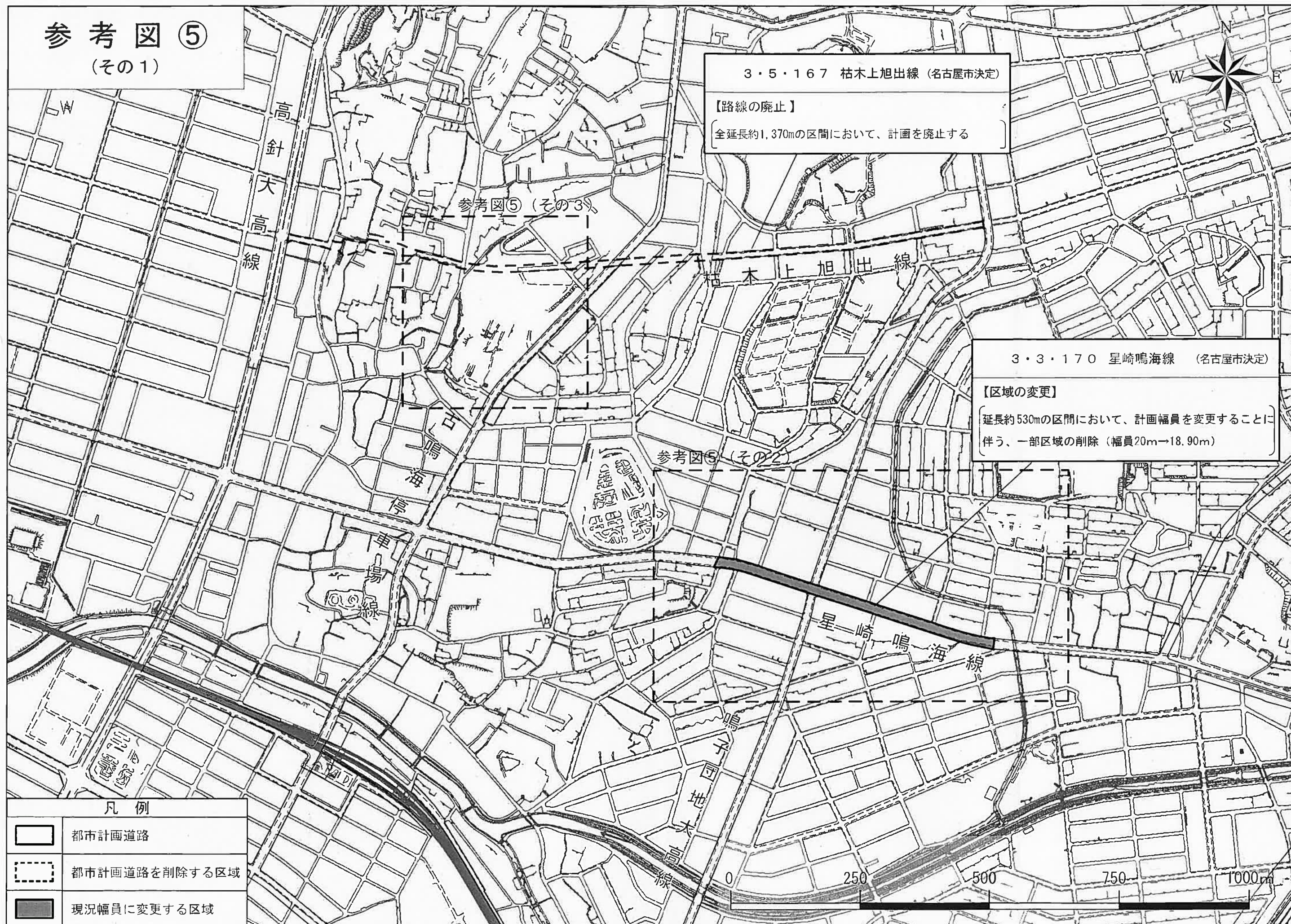
凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前				変更後			
	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区
①	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—
②	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	準工業地域	200% 60%	31m高度地区	大規模商業施設制限地区 特別工業地区
③	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	第2種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—

＜区分線の種類＞
 — — — — — : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 — + — — — : 沿道指定その他

(その1)

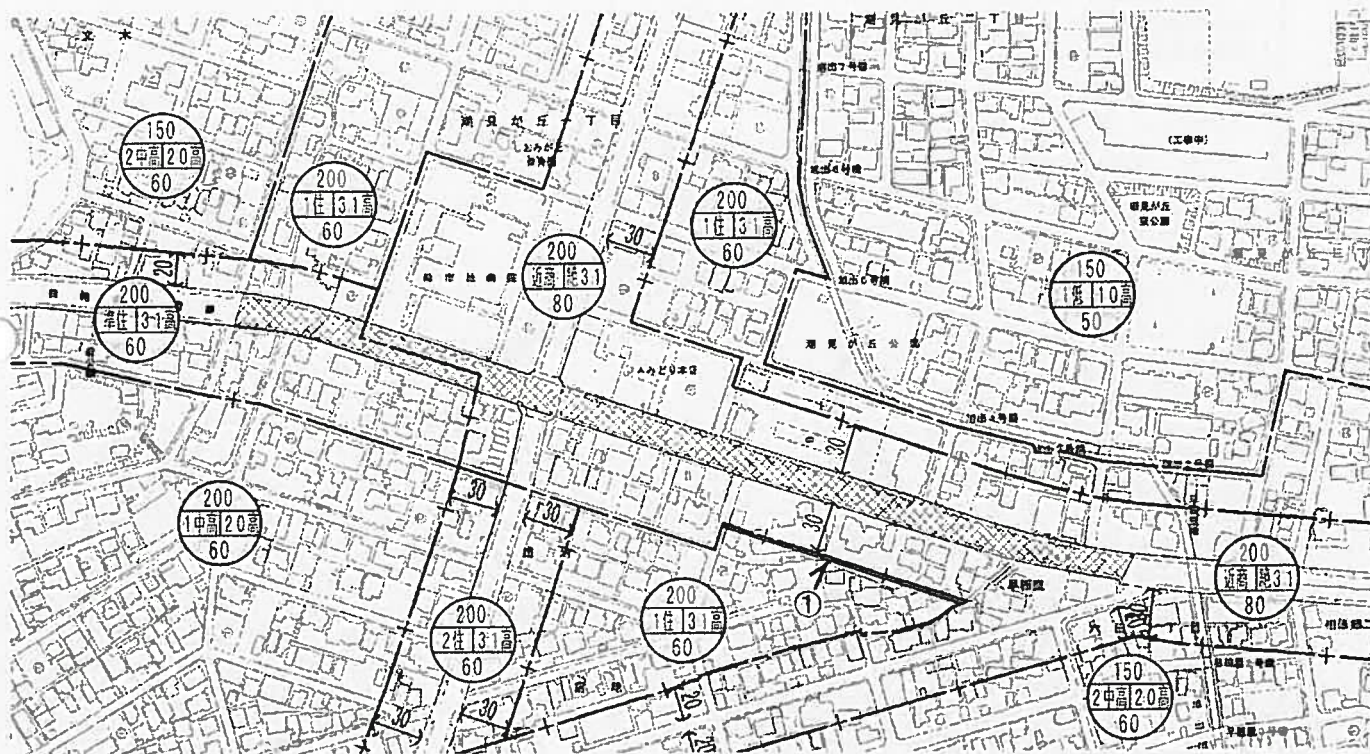


参考図 ⑤ (その2)



※区分線の種類

- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
- +—— : 沿道指定その他



凡 例		
容積率(%) 用途地域 高度地区 建蔽率(%)		
種類	略称	名称
用途地域	1低	第1種低層住居専用地域
	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	準住	準住居地域
	近商	近隣商業地域
高度地区	10高	10m高度地区
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区

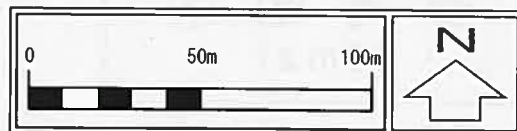
凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

用途地域等変更前後対照表

見直し箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区
①	近隣商業地域	200% 80%	絶対高31m高度地区	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区

参考図 ⑤

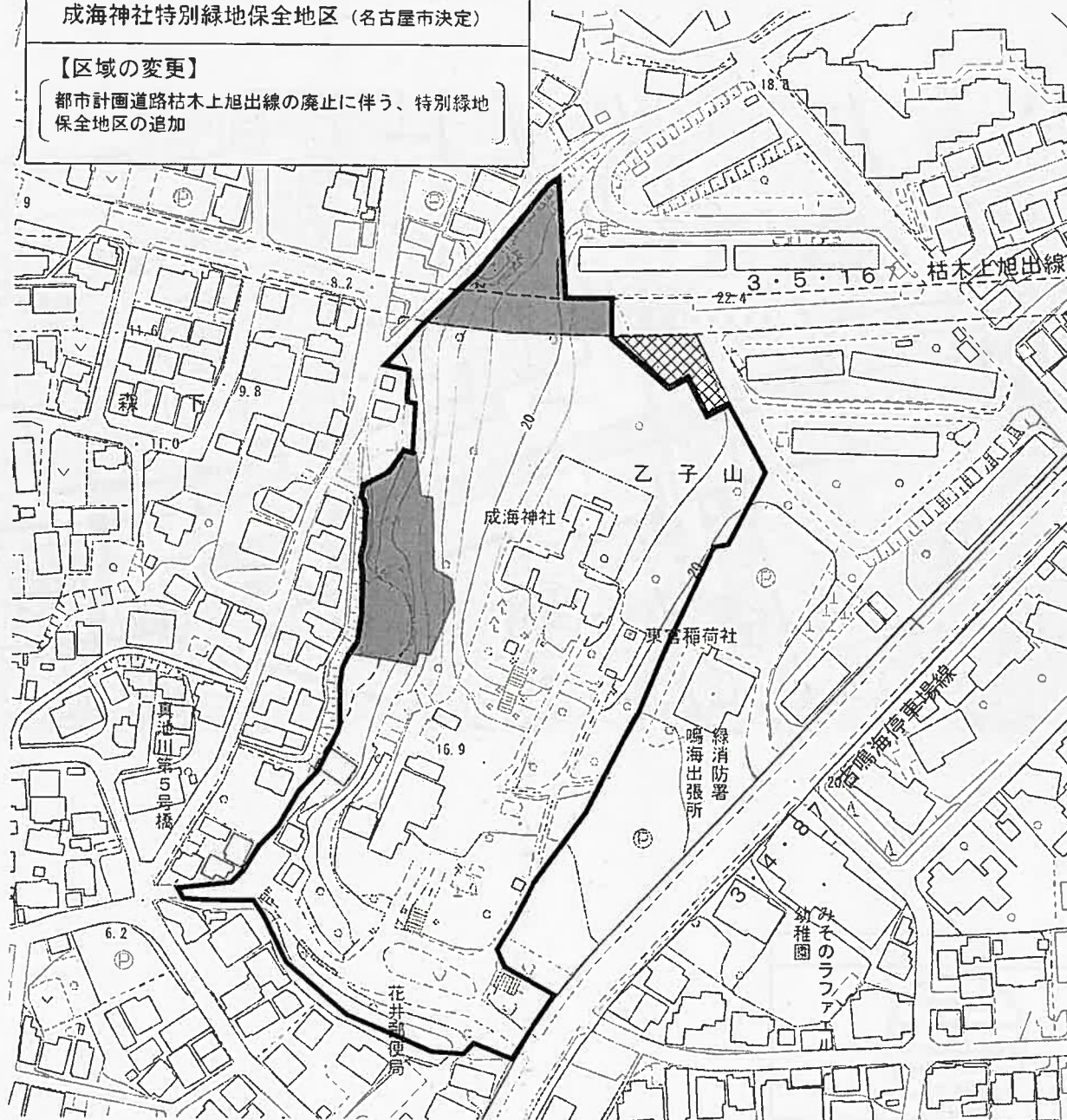
(その3)



成海神社特別緑地保全地区（名古屋市決定）

【区域の変更】

都市計画道路枯木上旭出線の廃止に伴う、特別緑地保全地区の追加

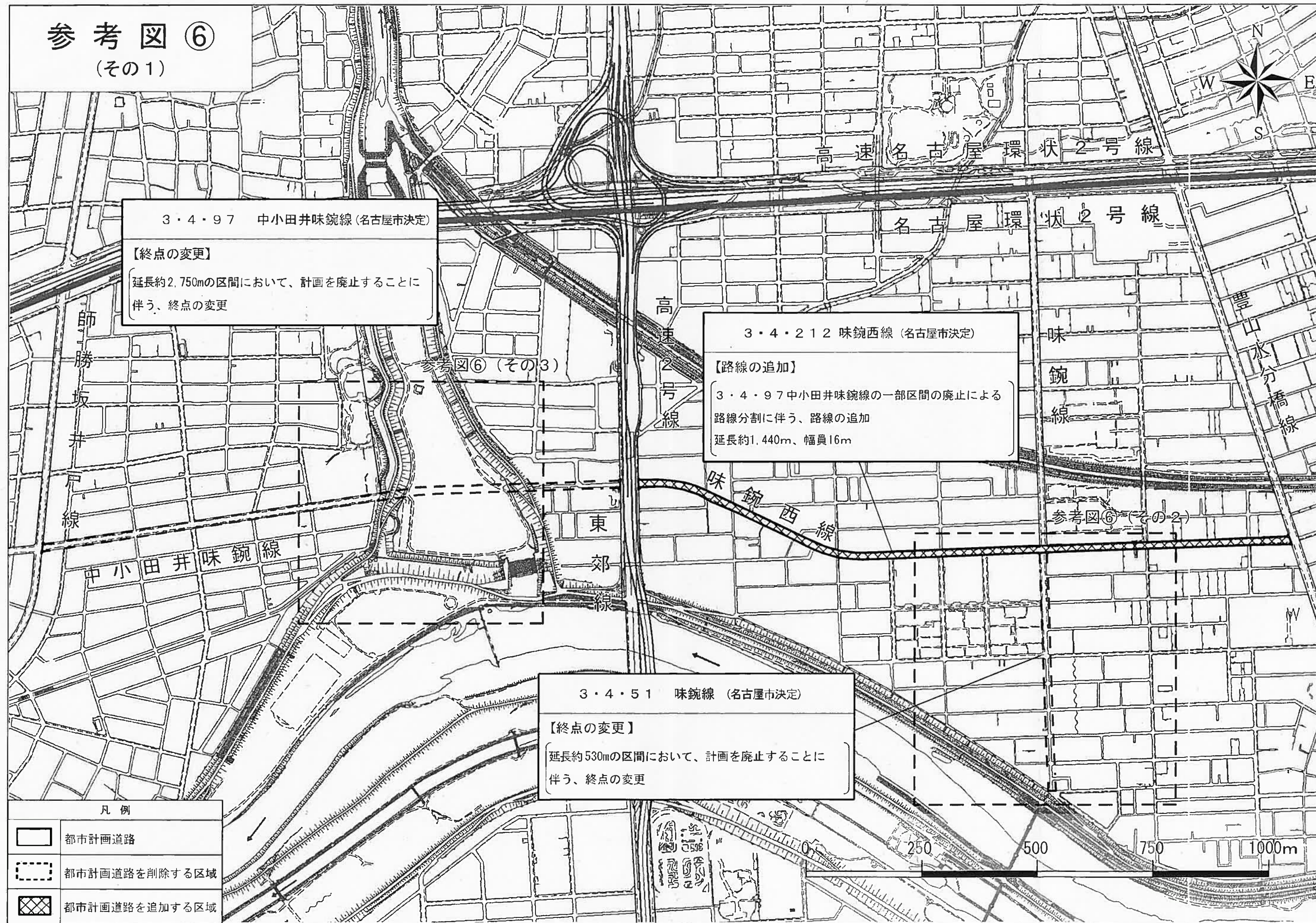


凡 例

	都市計画道路
	都市計画道路を削除する区域
	変更後の特別緑地保全地区（約2.7ha）
	特別緑地保全地区を追加する区域（約0.3ha）
	特別緑地保全地区を削除する区域（約0.04ha）

参考図⑥

(その1)

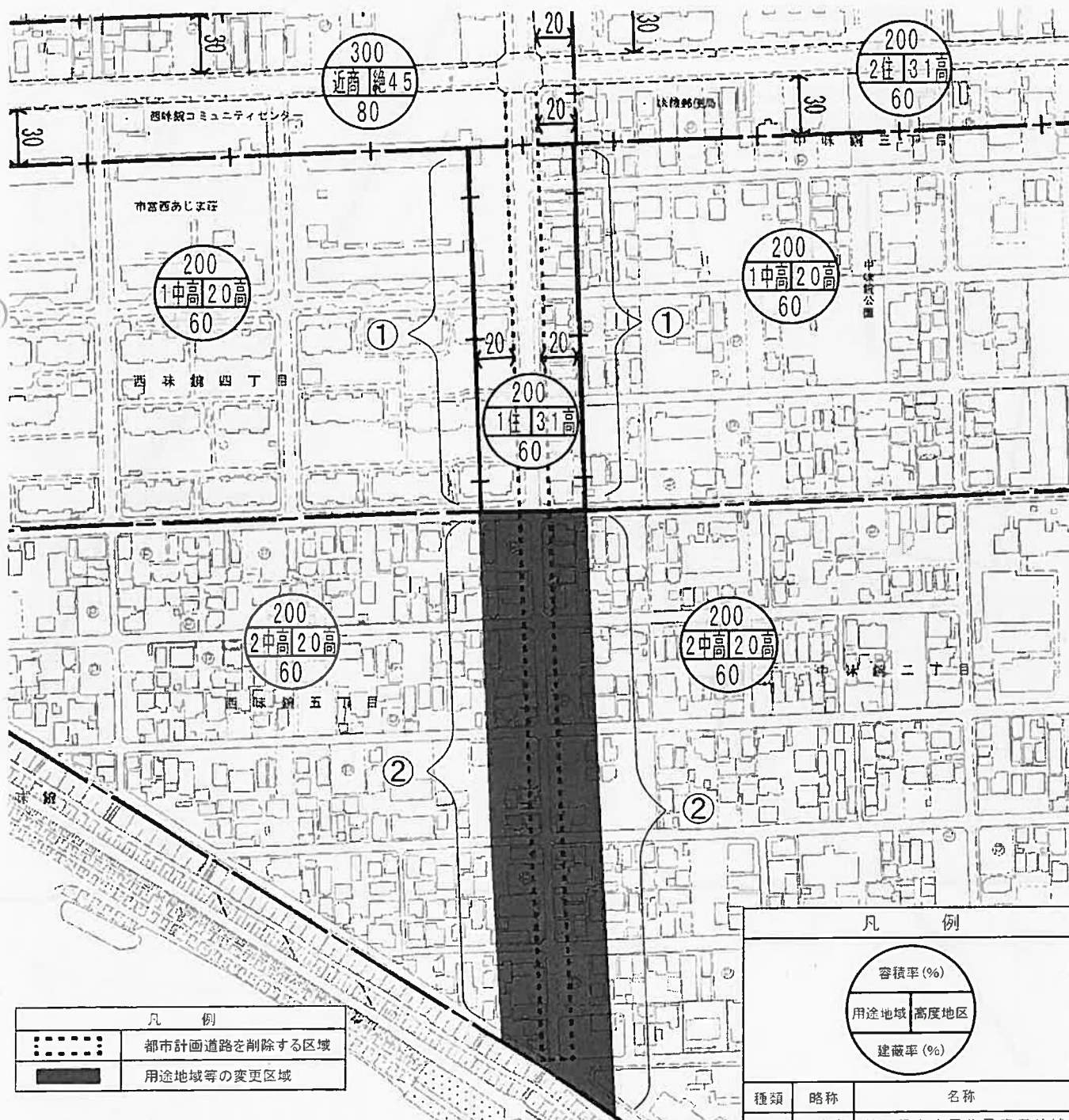


参考図⑥

(その2)



- ・ 区分線の種類
- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 - +—— : 沿道指定その他



凡 例	
⋯⋯⋯	都市計画道路を削除する区域
■	用途地域等の変更区域

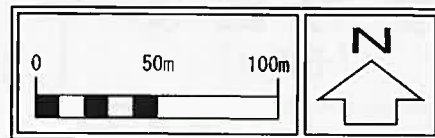
用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区
①	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第1種中高層住居専用地域	200% 60%	20m高度地区
②	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第2種中高層住居専用地域	200% 60%	20m高度地区

凡 例		
容積率(%) 用途地域 高度地区 建蔽率(%)		
種類	略称	名称
用途地域	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
高度地区	近商	近隣商業地域
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	総45	絶対高45m高度地区

参考図 ⑥

(その3)



第4号 洗堰緑地 (名古屋市決定)

【区域の変更】

都市計画道路中小田井味鏡線の一部区間の廃止に伴う、
都市計画緑地区域の追加



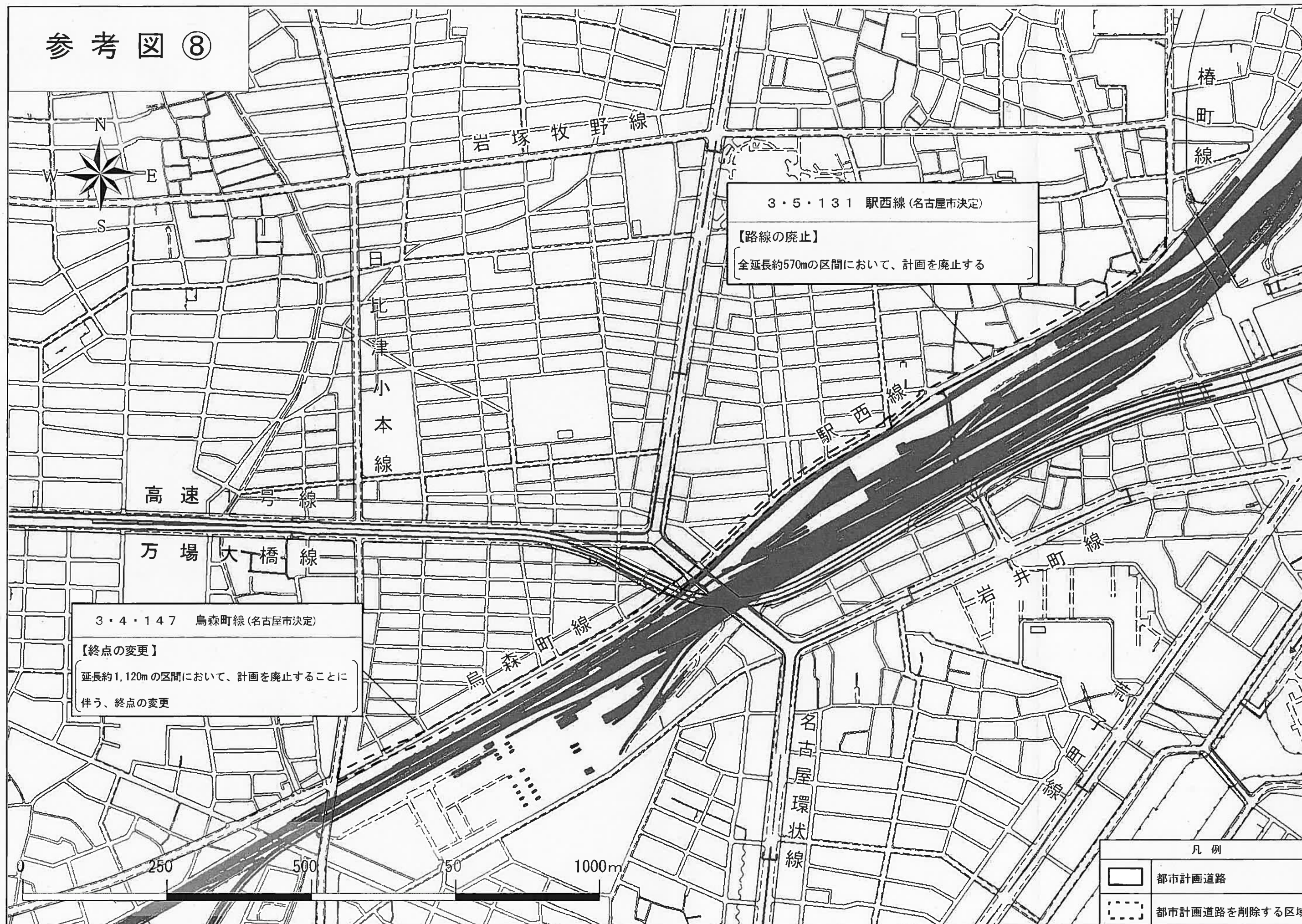
凡 例

	都市計画道路を削除する区域
	変更後の都市計画緑地区域 (約116.3ha)
	都市計画緑地に追加する区域 (約0.5ha)

参考図 ⑦



参考図⑧



未着手都市計画道路

の整備について

(第2次整備プログラム)



平成29年3月
名古屋市

概要版

目次

■都市計画道路とは	1
■都市計画道路の整備状況	1
■未着手都市計画道路の見直しの必要性	2
■見直し対象路線の評価・検証	3 ~ 4
■路線別の見直しの方向性	5 ~ 21
※千種区・名東区には見直し対象路線はありません	
■未着手都市計画道路の見直し経緯と今後のスケジュール	22

都市計画道路とは

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路です。都市計画道路は主に以下の機能を有しています。

また、都市計画道路の計画区域内では、事業の円滑な実施を確保するため建築行為に一定の制限がかかります。

交通機能	人や物資を円滑に移動させる機能
都市環境機能	景観、日照等の都市環境保全のための機能
都市防災機能	災害発生時の避難通路や火災の拡大を遅延・防止する機能
收容空間機能	上・下水道や電気、ガス、地下鉄などを收容する機能
市街地形成機能	都市や街区を形成する機能

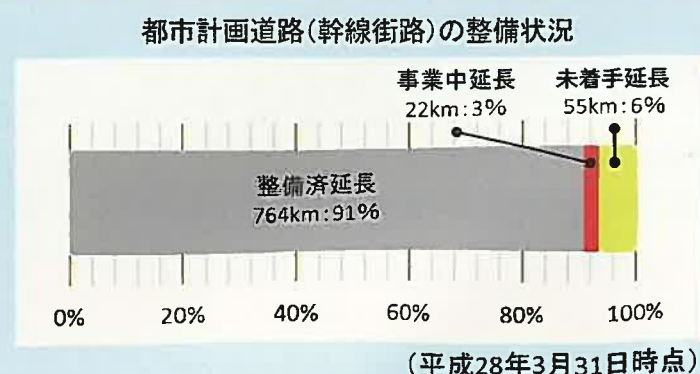


都市計画道路の整備状況

市内の都市計画道路(幹線街路)は841km計画されており、そのうちの764kmが整備済みとなっています。

「都市計画道路整備プログラム」(平成18年度公表)に基づき、計画的・効率的な道路整備を推進してきました。

しかし、現在でも事業未着手の都市計画道路(未着手都市計画道路)が55km残っています。



未着手都市計画道路の見直しの必要性

社会経済情勢が変化していく中、次のことを踏まえ、未着手都市計画道路の見直しを行う必要があります。

都市計画道路を取り巻く現状と今後の見通し

■人口の動向

本市の常住人口は平成29年頃にピークを迎え、その後減少傾向に転じる見込みとなっています。

■自動車交通量の動向

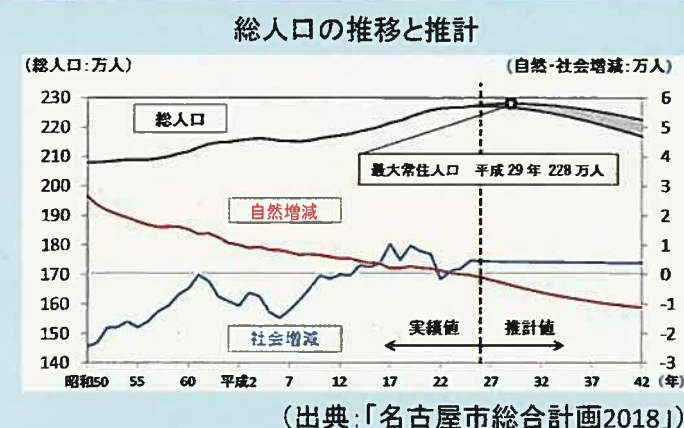
自動車トリップ数の推移は、平成13年調査時点にピークを迎え、将来の見通しとしては、ほぼ横ばいで推移する見込みとなっています。

■維持管理時代の到来

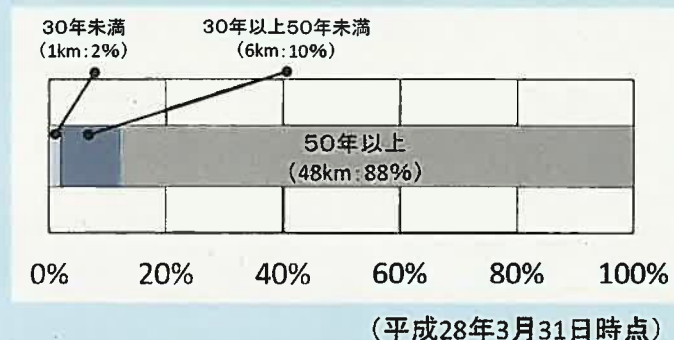
本市の橋梁等の公共施設の多くは、昭和30～60年代にかけて建設され、老朽化が進行しており、維持管理費が増加する見込みとなっています。

■超長期に渡る建築制限

都市計画道路の区域には、一定の建築制限が課せられています。本市の未着手都市計画道路のうち都市計画決定から50年以上経過している路線が約9割となっています。



未着手都市計画道路の計画決定経過年数別の割合



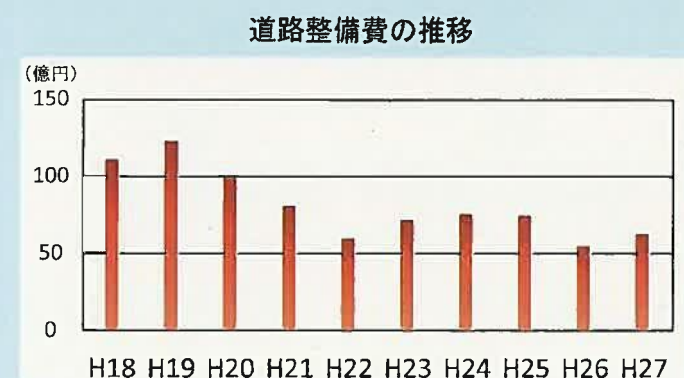
今後の道路整備のあり方

■めざす都市の姿

- ・都市計画マスタープランにおける集約連携型都市構造の実現をめざします。
- ・防災性、安全性、快適性や魅力のある都市像の実現をめざします。

■将来を見据えた市政運営

- ・厳しい財政状況における選択と集中による道路整備を推進します。



未着手都市計画道路の見直し

見直しの効果

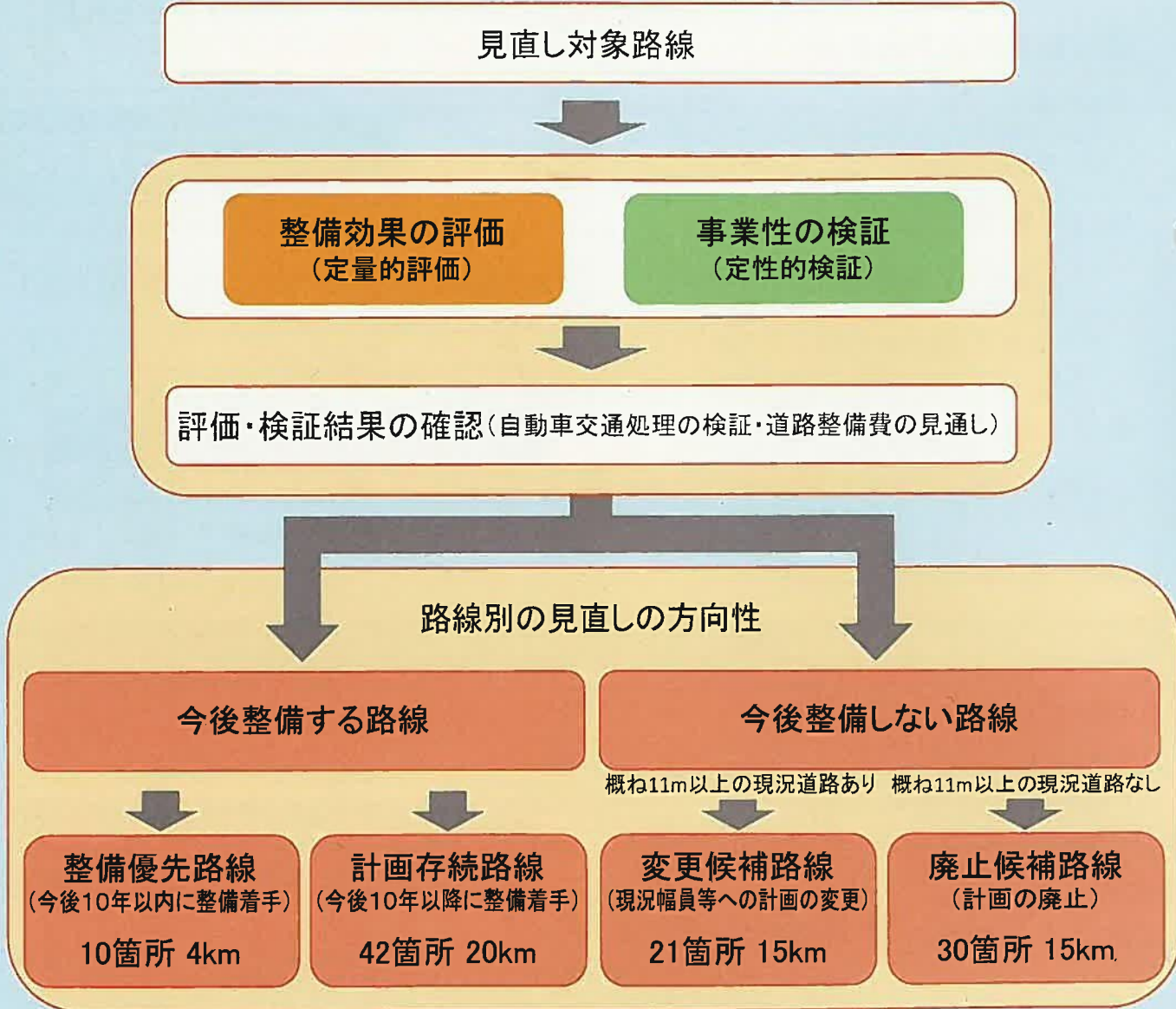
- 関係権利者の生活設計の立てやすさへの寄与
- 道路整備の透明性や公平性の確保
- 重点的、効果的かつ効率的な道路整備の推進

見直し対象路線の評価・検証

未着手都市計画道路の整備完了の目標時期を20～30年後と設定し、次の方法で整備効果や事業性の視点から現況把握及び評価・検証を行いました。

路線別の見直しの方向性の策定

次の手順で路線別の見直しの方向性を策定しました。



○今後整備する路線については、現況道路の整備状況等に応じて局所的な変更が生じる場合があります。
○整備優先路線の選定にあたっては、現時点で今後も本市が事業主体として整備を進めていくこととしている路線を対象としました。
○見直し対象路線のうち、国管理の一般国道(約5km)については、評価・検証の対象から除き、計画存続路線とします。
○関連事業等との連携が必要な路線や国管理の一般国道については、関連事業者等と調整の上、整備着手時期等を検討します。
○今後の道路整備費については、近年と同程度の道路整備費を確保し、必要な道路の早期整備完了を目指します。
その上で、近年の道路整備費等の傾向を参考として、段階的に減少していくことを想定し、今後10年間で約500億円、それ以降は約540億円を見込むこととします(国管理の一般国道に係る費用を除く)。
○変更候補路線、廃止候補路線の箇所数と延長は、平成17年度策定の「未着手都市計画道路の整備方針」で今後整備しない方針とした路線を含みます。
○見直し対象路線のうち、豊山水分橋線(北区)については、案の作成にあたり、現計画の評価・検証等の上、廃止候補路線としていましたが、その後、同路線の線形や構造等の変更について再検討する必要が生じたため、見直しの方向性を再検討路線とします。

整備効果の評価(定量的評価)

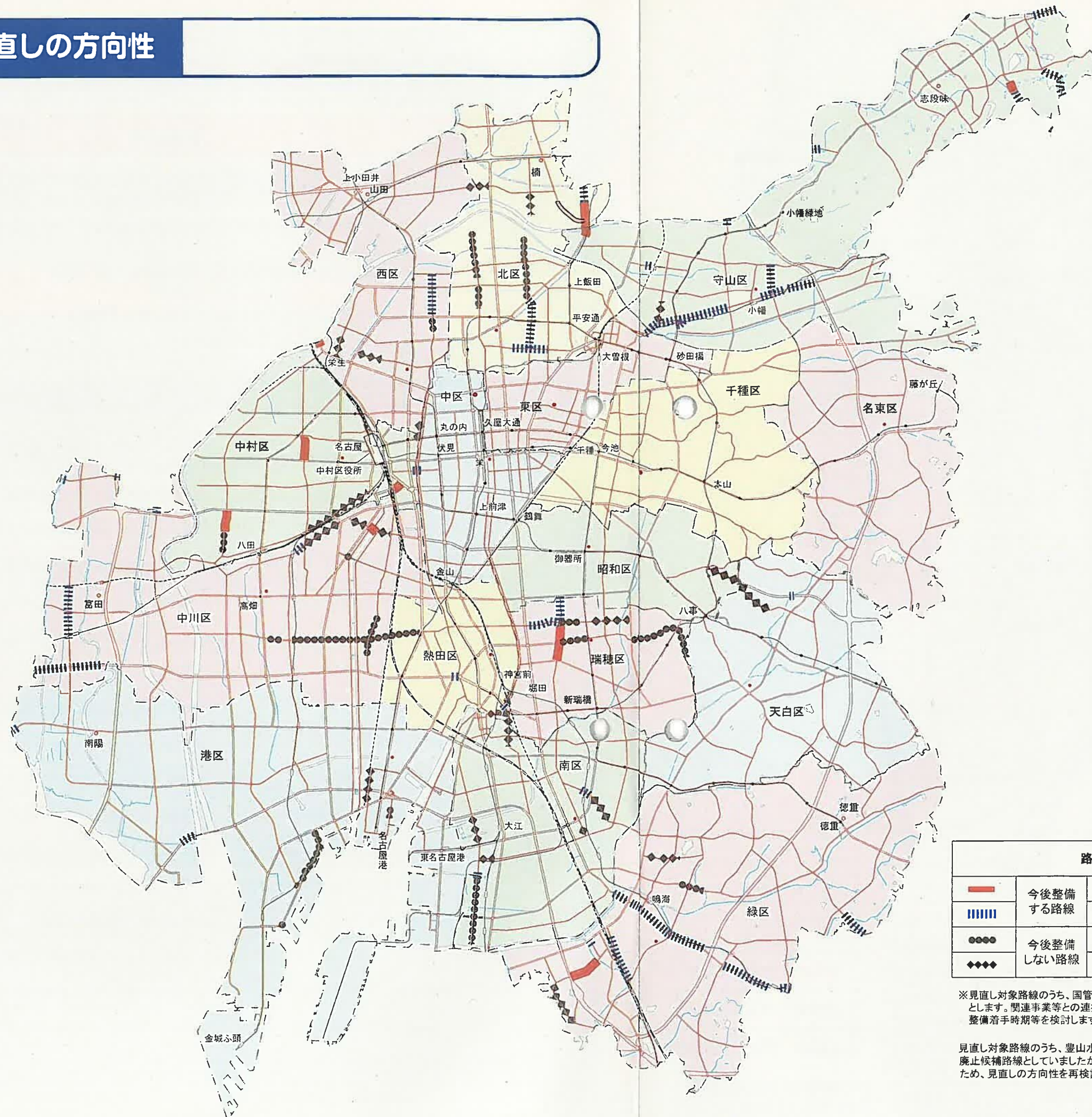
評価項目	評価の基準
都心機能・交流機能	都心域・拠点の機能向上に資する路線 広域交通ネットワークの形成に資する路線
自動車交通の円滑化	周辺における混雑緩和や走行性の向上等により自動車交通を円滑化する路線
防災	災害時に地域における延焼遮断機能等の防災機能を確保する路線
交通安全	道路の新設・拡充により歩行者空間等の安全性が向上する路線

○いずれの項目も5点満点で評価

事業性の検証(定性的検証)

検証項目	検証の基準	基準の内容
関連事業等との連携	総合計画等における施策との連携	総合計画等で、事業化の必要性等が位置づけられている
	鉄道の立体交差化	鉄道との立体交差を検討する区間となっている
	橋梁老朽化対策	橋梁の耐震性能の確保が必要となっている
	隣接市町の事業計画	隣接市町に接続する計画となっている
	近接区間事業中	近接する区間が事業中である
	土地区画整理事業等	事業中の土地区画整理事業等に近接している
	文化財等への影響	対象路線の整備により文化財や緑地等への影響が考えられる
	事業最終区間	対象路線の整備により全線整備完了となる
事業規模に対する道路整備の有効性	その他	上記以外に関連事業等がある
	一定の機能がある道路の拡幅	計画車線数を満たし、歩車分離された現況道路等がある
	地形起伏等による事業の実現性	道路構造上の課題や、文化財等への支障がある
道路整備に対する熟度等	交通処理を分担する道路等の有無	計画に近接して、既に一定の機能がある道路等がある
	用地先行取得	先行取得している用地がある
	地元要望	地元住民等から整備に関する要望がある
	住民参加	地元説明会等を通じた合意形成
その他		上記以外に考慮する地域の状況がある

路線別の見直しの方向性



路線別の見直しの方向性			箇所数	延長 (km)
 	今後整備 する路線	整備優先路線（今後10年以内に整備着手）	10	4
		計画存続路線（今後10年以降に整備着手※）	42	20
 	今後整備 しない路線	変更候補路線（現況幅員等への計画の変更）	21	15
		廃止候補路線（計画の廃止）	30	15

※見直し対象路線のうち、国管理の一般国道（約5km）については、評価・検証の対象から除き、計画存続路線とします。関連事業等との連携が必要な路線や国管理の一般国道については、関連事業者等と調整の上、整備着手時期等を検討します。

見直し対象路線のうち、豊山水分橋線（北区）については、案の作成にあたり、現計画の評価・検証等の上、廃止候補路線としていましたが、その後、同路線の線形や構造等の変更について再検討する必要が生じたため、見直しの方向性を再検討路線（凡例：□）とします。

西区



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	伏見町線	15.6	27	180	枇杷島町字柳場地内	整備優先路線
②	堀越枇杷島線	7.3	15	460	枇杷島三丁目～枇杷島一丁目	廃止候補路線
③	上名古屋線	8.0,10.9	15	940	又穂町三丁目～秩父通一丁目	計画存続路線
④	上名古屋線	10.9	15	340	上名古屋四丁目～上名古屋一丁目	変更候補路線
⑤	深井岩井橋線	5.4	15	260	那古野一丁目地内	廃止候補路線※
⑥	中小田井味鏡線	現道なし	16	250	山田町大字大野木地内	廃止候補路線
⑦	北押切堀端線	現道なし (一部7.3)	15	590	名西二丁目地内	廃止候補路線

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。

凡 例	
	整備優先路線
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線

北区



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	光音寺内田橋線	10.9	15	1,230	中切町6丁目～金城町3丁目	変更候補路線
②	光音寺内田橋線	11.5	15	560	金城町2丁目地内	変更候補路線
③	豊山水分橋線	現道なし (一部6.8)	20	800	楠味鏡二丁目～楠味鏡五丁目	再検討路線
④	味鏡線	5.5,13.1	16	500	中味鏡三丁目～中味鏡一丁目	廃止候補路線
⑤	杉村老松線	10.9,11.8	16	1,430	安井三丁目～辻本通一丁目	変更候補路線
⑥	杉村老松線	7.2,10.9	15,16	1,080	辻本通一丁目～大杉町4丁目	計画存続路線
⑦	東志賀町線	13.2	18	350	東味鏡一丁目地内	計画存続路線
⑧	東志賀町線	13.2	18,30	670	東味鏡一丁目～楠町大字味鏡	整備優先路線
⑨	中小田井味鏡線	3.6 (一部現道なし)	16	280	楠町大字味鏡字落合～落合町	廃止候補路線
⑩	大杉町線	11.1,11.4	15	790	大杉町1丁目～杉栄町2丁目	計画存続路線

豊山水分橋線については、案の作成にあたり、現計画の評価・検証等の上、廃止候補路線としていましたが、その後、同路線の線形や構造等の変更について再検討する必要が生じたため、見直しの方向性を再検討路線(凡例:)とします。

凡 例	
	整備優先路線
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線

熱田区



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	新堀川西線	現道なし	15	210	花表町地内	廃止候補路線
②	下之一色篠原線	14.5	20	690	野立町1丁目～比々野町	変更候補路線※
③	昭和橋線	40.6	50	180	一番一丁目～白鳥町	計画存続路線
④	昭和橋線	17.5	50	20	伝馬三丁目地内	計画存続路線

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。

凡 例	
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線

南区



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	道徳北柴田線	現道なし	15	670	泉楽通4丁目～加福町2丁目	廃止候補路線
②	道徳北柴田線	現道なし	15	40	滝春町地内	計画存続路線
③	道徳北柴田線	14.5	15	1,500	滝春町～元柴田東町4丁目	変更候補路線※
④	光音寺内田橋線	3.7	15	230	内田橋二丁目地内	廃止候補路線
⑤	浮島線	14.5	15	540	豊一丁目～豊三丁目	廃止候補路線※
⑥	高田町線	現道なし	10.9	70	鳥山町3丁目～笠寺町字迫間	廃止候補路線
⑦	笠寺緑線	7.6	14.54	260	呼続五丁目～笠寺町字西之門	計画存続路線
⑧	笠寺緑線	7.0	15	740	笠寺町字西之門～白雲町	廃止候補路線

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。

凡 例	
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線

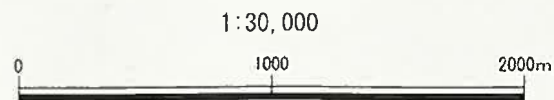
東区・守山区

東区						
番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	守山本通線	15.8,24.6	18~40	120	大幸一丁目～大幸二丁目	計画存続路線
守山区						
番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	東志賀町線	11.7	30	150	川西二丁目～瀬古二丁目	整備優先路線
②	鳥羽見線	現道なし (一部6.0)	12	490	町北地内	廃止候補路線
③	松川橋線	12.7	18	150	大字川字柳原地内	計画存続路線
④	小幡西山線	5.0,7.3	16	660	小幡二丁目～小幡五丁目	計画存続路線
⑤	上志段味線	現道なし	23	80	大字上志段味字川原地内	計画存続路線
⑥	上志段味線	11.9 (一部現道なし)	23	200	大字上志段味字東谷地内	整備優先路線
⑦	上志段味線	10.6	23	220	大字上志段味字東谷地内	計画存続路線
⑧	白鳥線	現道なし	16	790	大字上志段味字東谷地内	計画存続路線
⑨	東谷線	9.3	16	480	大字上志段味字東谷地内	計画存続路線
⑩	幸心線	12.5	16	50	新守西地内	計画存続路線
⑪	守山本通線	13.0	18	1,870	市場～城南町	計画存続路線
⑫	守山本通線	13.8	16	1,140	小幡一丁目～喜多山一丁目	計画存続路線
⑬	守山駅前線	2.7,7.0	16	210	廿軒家地内	計画存続路線
⑭	春日井吉根線	現道なし	12	150	大字吉根字小屋前地内	計画存続路線



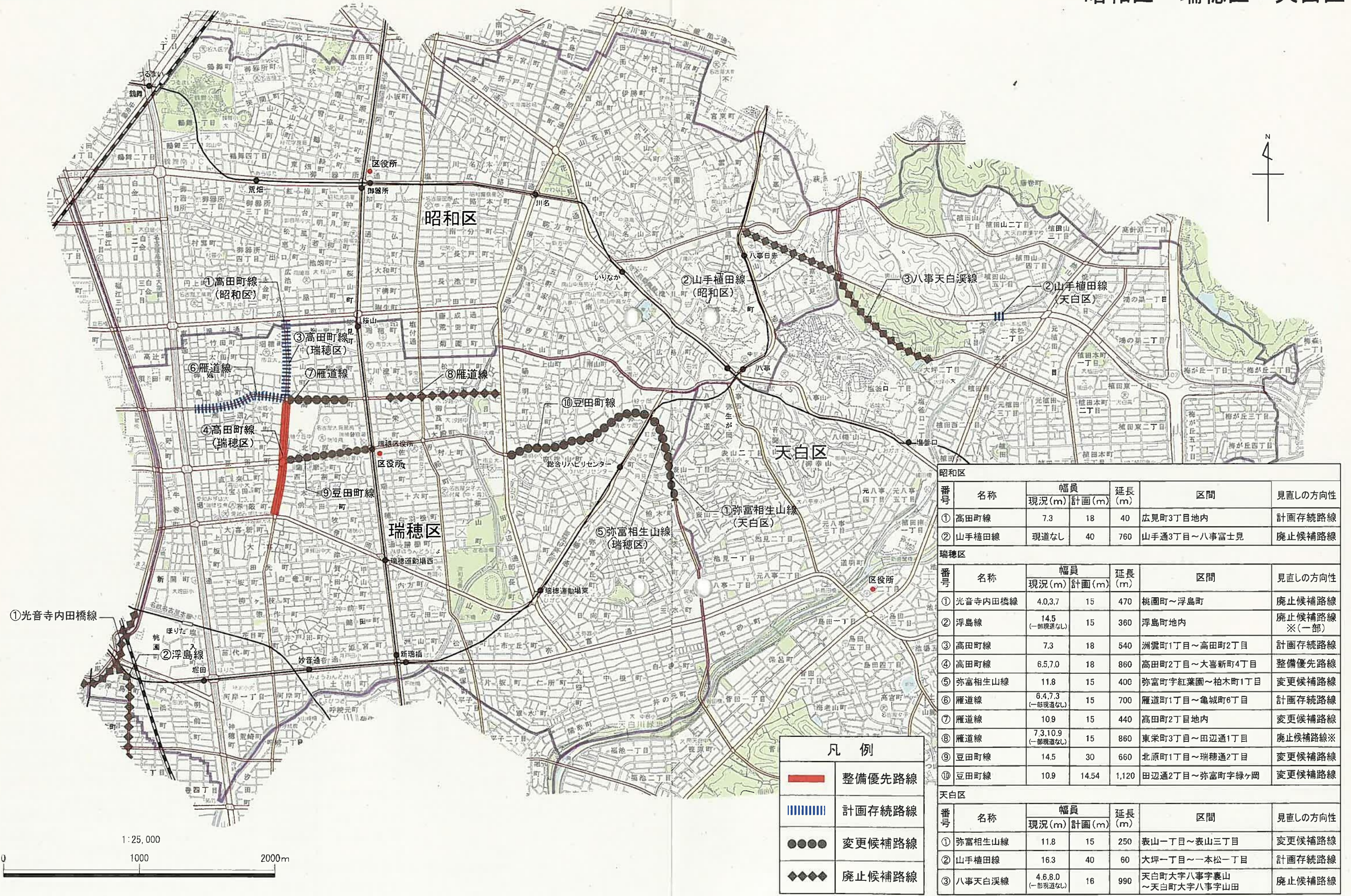


凡 例	
	整備優先路線
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	戸田荒子線	3.6 (一部現道なし)	16	580	戸田三丁目～戸田五丁目	計画存続路線
②	日置中野新町線	14.5	15	830	神郷町1丁目～外新町4丁目	変更候補路線※
③	小栗橋線	9.9 (一部現道なし)	20	430	愛知町地内	廃止候補路線
④	小栗橋線	10.2 (一部現道なし)	20	250	月島町～広川町1丁目	整備優先路線
⑤	小栗橋線	11.1 (一部現道なし)	20	340	広川町1丁目～横堀町1丁目	廃止候補路線※
⑥	横井町五月通線	9.1	15	290	小本一丁目～松葉町3丁目	計画存続路線
⑦	横井町五月通線	9.6	15	950	松葉町3丁目～五月通2丁目	廃止候補路線
⑧	秋竹線	16.4	20	60	舟戸町地内	変更候補路線
⑨	下之一色篠原線	14.5	20	430	的場町3丁目～的場町2丁目	変更候補路線※
⑩	下之一色篠原線	14.5	20	2,120	若山町2丁目～中野本町1丁目	変更候補路線※
⑪	国道1号西線	15.1	25	1,570	福島三丁目 ～富田町大字包里字西亥寅新田	計画存続路線
⑫	新家戸田線	6.2	16	600	戸田一丁目～戸田三丁目	計画存続路線
⑬	大治藤前線	現道なし	16	80	万場五丁目地内	計画存続路線
⑭	千音寺線	現道なし	16	110	富田町大字千音寺字上川西 ～字下前田畔	計画存続路線
⑮	千音寺線	10.5, 7.5	16	90	富田町大字千音寺字東六反畑地内	計画存続路線

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。



番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	高田町線	7.3	18	40	広見町3丁目地内	計画存続路線
②	山手植田線	現道なし	40	760	山手通3丁目～八事富士見	廃止候補路線

番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	光音寺内田橋線	4.0,3.7	15	470	桃園町～浮島町	廃止候補路線
②	浮島線	14.5 (一部現道なし)	15	360	浮島町地内	廃止候補路線 ※(一部)
③	高田町線	7.3	18	540	洲雲町1丁目～高田町2丁目	計画存続路線
④	高田町線	6.5,7.0	18	860	高田町2丁目～大喜新町4丁目	整備優先路線
⑤	弥富相生山線	11.8	15	400	弥富町字紅葉園～柏木町1丁目	変更候補路線
⑥	雁道線	6.4,7.3 (一部現道なし)	15	700	雁道町1丁目～亀城町6丁目	計画存続路線
⑦	雁道線	10.9	15	440	高田町2丁目地内	変更候補路線
⑧	雁道線	7.3,10.9 (一部現道なし)	15	860	東栄町3丁目～田辺通1丁目	廃止候補路線※
⑨	豆田町線	14.5	30	660	北原町1丁目～瑞穂通2丁目	変更候補路線
⑩	豆田町線	10.9	14.54	1,120	田辺通2丁目～弥富町字緑ヶ岡	変更候補路線

番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	弥富相生山線	11.8	15	250	表山一丁目～表山三丁目	変更候補路線
②	山手植田線	16.3	40	60	大坪一丁目～一本松一丁目	計画存続路線
③	八事天白溪線	4.6,8.0 (一部現道なし)	16	990	天白町大字八事字裏山 ～天白町大字八事字山田	廃止候補路線

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。



凡 例	
	整備優先路線
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線

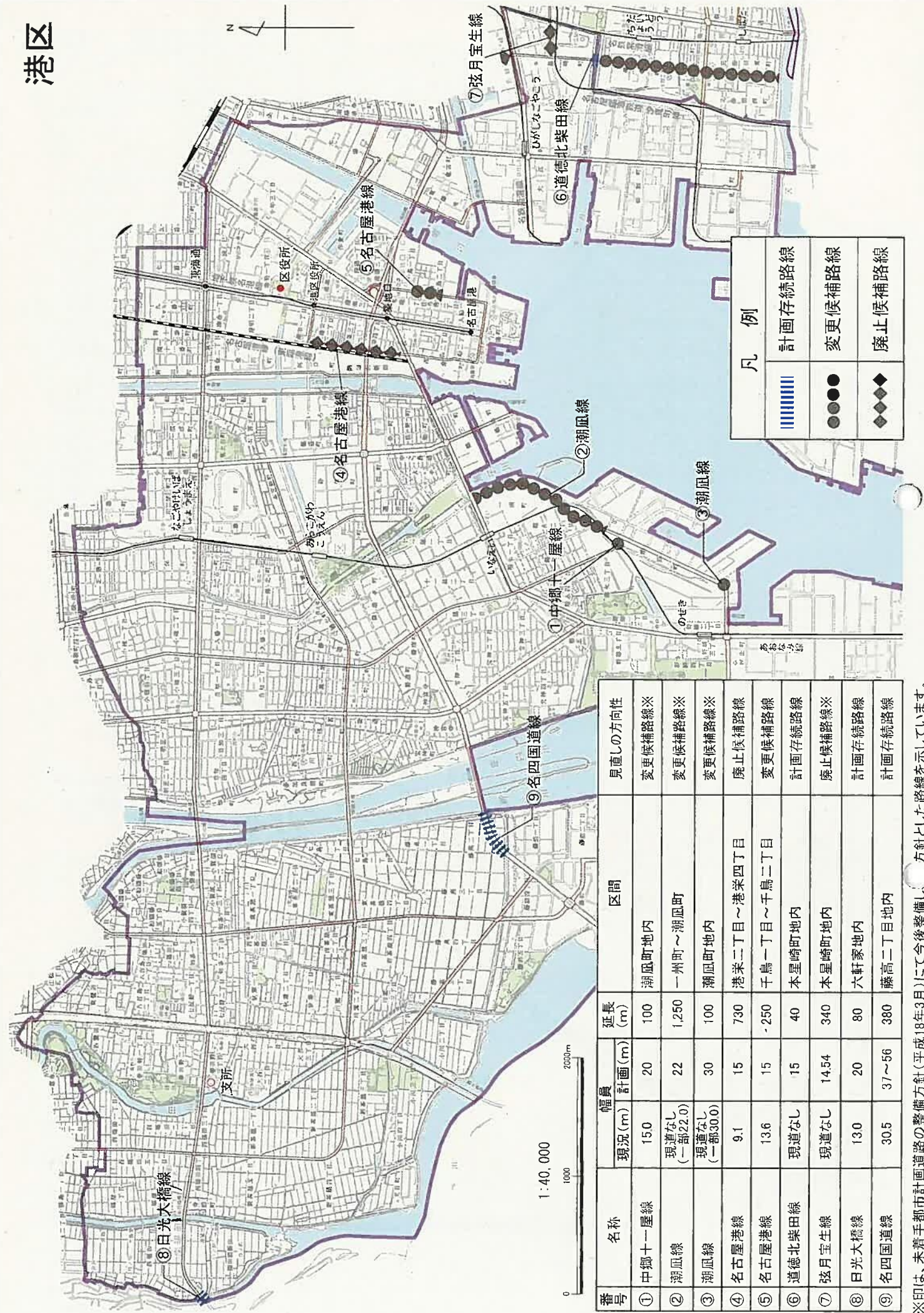
番号	名称	幅員		延長 (m)	区間	見直しの方向性
		現況(m)	計画(m)			
①	東郊線	16.5	23	280	鳴海町字上汐田地内	計画存続路線
②	東郊線	13.2	23	1,720	鳴海町字上汐田～左京山	計画存続路線
③	国道1号東線	12.6	23	1,310	有松～境松二丁目	計画存続路線
④	名碧線	8.3,9.6	16	1,080	大高町字鷺津～大高町字砦前	計画存続路線
⑤	西大高線	現道なし	16	1,060	大高町字一色山～大高町字定納山	廃止候補路線
⑥	平手豊明線	現道なし	16	680	鳴海町字大清水地内	計画存続路線
⑦	枯木上旭出線	現道なし	12	170	鳴海町字清水寺地内	廃止候補路線
⑧	枯木上旭出線	現道なし	12	480	鳴海町字三高根～鳴海町字薬師山	廃止候補路線
⑨	星崎鳴海線	18.9	20	530	鳴海町字文木～潮見が丘三丁目	変更候補路線
⑩	大高町線	現道なし	20	750	大高町字東森前～大高町字江明	整備優先路線
⑪	大高北線	4.8	18	100	大高町字下塩田地内	計画存続路線

中村区					
番号	名称	幅員		延長 (m)	区間
		現況(m)	計画(m)		
①	枇杷島野田町線	現道なし	15	420	岩塚本通4丁目～岩塚町字神田
②	枇杷島野田町線	12.9	15	500	岩塚町字神田～岩塚町字大池
③	日比津小本線	9.1	14.54	520	道下町2丁目～太閤通6丁目
④	深井岩井橋線	5.4	15	130	那古野一丁目地内
⑤	深井岩井橋線	4.8	15	60	名駅五丁目地内
⑥	三蔵町線	15.8	20	30	名駅南一丁目地内
⑦	駅西線	5.9,9.4	15	530	下米野町1丁目～長戸井町2丁目
⑧	烏森町線	9.0	16	1,090	牛田通4丁目～長戸井町2丁目
⑨	笹島線	現道なし	30	200	名駅南四丁目地内
中区					
番号	名称	幅員		延長 (m)	区間
		現況(m)	計画(m)		
①	三蔵町線	15.8	20	20	栄一丁目地内

※印は、未着手都市計画道路の整備方針(平成18年3月)にて今後整備しない方針とした路線を示しています。

凡 例	
	整備優先路線
	計画存続路線
	変更候補路線
	廃止候補路線





未着手都市計画道路の見直し経緯と今後のスケジュール

平成17年度～

平成17年度 「未着手都市計画道路の整備方針」の公表
平成18年度 「都市計画道路整備プログラム」の公表

平成28年度

平成27年度 「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」開催
市民アンケートの実施

6月 「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」の公表

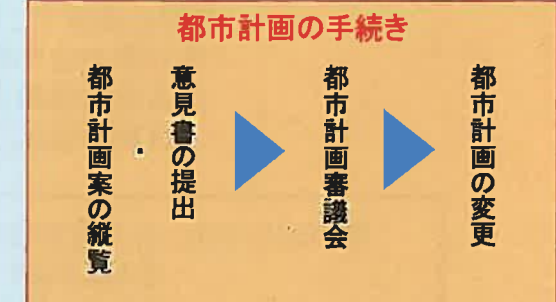
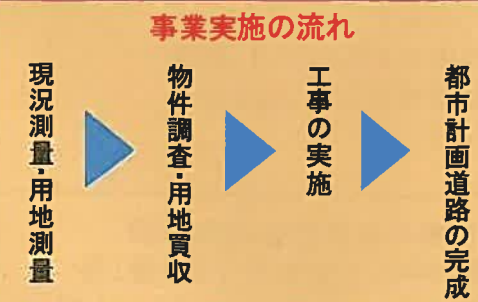
平成29年度～

12月 「未着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)(案)」の公表
平成28年12月12日から平成29年1月20日にかけてパブリックコメントを実施し、市民意見の募集を行いました。

3月 「未着手都市計画道路の整備について(第2次整備プログラム)」の公表

今後整備する路線
次のような方法で地域の皆様のご意見をお聞きしながら、事業を進めます。
・事業実施に係る各種地元説明会等

今後整備しない路線
次のような方法で地域の皆様のご意見をお聞きしながら、合意形成を図ります。
・都市計画変更に係る地元説明会等



※この印刷物の地図の下図は、名古屋市都市計画基本図(平成22年度測量縮尺1/25,000)を使用したものである。

第2次整備プログラムについてのQ&A

Q.第2次整備プログラムの公表によって、すぐに都市計画が変更されるのか。

A.第2次整備プログラムにおける「路線別の見直しの方向性」に基づき、今後、必要な都市計画変更の手続きを行っていきたいと考えており、本プログラムの公表により直ちに現在の都市計画が変更されるものではありません。
都市計画変更にあたっては、地元説明会等において市の変更案を提案し、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、合意形成を図っていきたいと考えています。

Q.今後整備する路線は、いつ整備が始まるのか。

A.本プログラムでは、今後整備する路線を「整備優先路線」と「計画存続路線」に分類し、基本的に「整備優先路線」は今後10年以内に、「計画存続路線」は今後10年以降の整備着手を目指していきたいと考えています。
事業実施にあたっては、各段階における地元説明会等において、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、順次進めていきたいと考えています。

Q.建築制限はどのように運用されるのか。

A.都市計画道路の区域内での建築制限については、都市計画法(第53条・第54条)により、階数が2階以下で、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等の容易に移転、除去できるものであることといった制限が設けられており、基本的には「整備優先路線」以外の区域では3階建ての建築を許可する特例的な取り扱いを行っています。
特例的な取り扱いや制限の生じる範囲の詳細については、街路計画課までお問い合わせください。

第2次整備プログラムの詳しい内容について

下記の場所でご覧いただけます。

- ・名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課
- ・名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課
- ・名古屋市公式ウェブサイト

問い合わせ先:名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL:052-972-2721(ダイヤルイン) FAX:052-972-4164
メールアドレス:a2721@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp